

# 第 97 期 事 業 報 告 書

〔 令和 2 年 3 月 1 日から  
令和 3 年 2 月 28 日まで 〕

一般社団法人 信 託 協 会

# 事業概況

信託制度は、近年少子高齢化の進展などの社会・経済環境の変化を背景として、遺言信託、遺言代用信託や、教育資金贈与信託、結婚・子育て支援信託、後見制度支援信託の利用が増加しているなど、社会の多様なニーズに対応しその有する各種機能を発揮することで、経済・国民生活の重要なインフラとして定着してきている。

令和2年度は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、未曾有の危機に直面し、社会・経済状況が激変した1年となり、当協会においても、信託大会等の主要行事を中止せざるを得ないなど、様々な活動上の制約を受けた。

このような非常に困難な局面においても、WEB会議システムを導入し、オンラインを活用することなどにより、更なる信託制度の普及・健全な発展に向けて、次のような協会活動を積極的に展開した。

## 1. 信託制度の普及・発展に向けた意見表明・要望活動等

### (1) 税制改正要望

「令和3年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、財務省、金融庁、経済産業省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、国土交通省の関係省庁はじめ関係各方面に提出した。主な要望項目は、次のとおりである。

1. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について、恒久化すること。少なくとも適用期限（令和3年3月末）を延長すること。また、本制度について所要の税制上の措置を講じること。
2. 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について、恒久化すること。少なくとも適用期限（令和3年3月末）を延長すること。また、本制度について所要の税制上の措置を講じること。
3. 企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税

を撤廃すること。

4. 株式の信託を利用した事業承継について、納税猶予制度の適用対象とすること。
5. 役員報酬制度において、業績連動給与に認められる指標を拡充するよう、所要の税制上の措置を講じること。
6. 書面での提出となっている各種税務書類の電子化等、税務手続きのデジタル化による利便性向上を図ること。

要望の結果、「令和3年度税制改正の大綱」（令和2年12月21日閣議決定）において、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置および結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、一定の要件が付された上で適用期限の延長が措置されることとなったほか、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約における手続の電子化及び簡素化、土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長等が措置されることとなった。

## （2）規制改革要望

「規制改革に関する提案」（12項目）を取りまとめ、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」の受付を実施している内閣府規制改革推進室宛てに提出するとともに、金融庁をはじめ関係各方面に要望活動を行った。

また、前年度に提出した要望のうち、「財政悪化リスク相当額における予定利率低下リスクの算定方法の追加」が措置されることとなった。

## 2. 信託制度に関する調査・研究等

信託制度に関する調査・研究を推進するため、商事信託法研究会・信託税制研究会・信託経済研究会を設置している。

商事信託法研究会においては、令和元年度の研究結果の取りまとめに向けた調整を行った。

信託税制研究会においては、信託における原因関係と課税、日本の企業年金制度とその税制、日本版個人退職年金勘定（JIRA）に関する提言についての研究を行った。

信託経済研究会においては、「アフターコロナ時代に企業に求められるもの～イノベーション促進・円滑な事業承継と信託」をテーマに研究を行い、その成果を踏まえて信託経済コンファレンスをオンラインにより開催した。

また、信託研究の振興を図るため、信託に関する学問的研究を志す方々に信託研究奨励金を贈呈するとともに、大学へ信託法講座を寄付した。

### 3. 信託制度の普及・健全な発展に向けた活動の推進

#### (1) 信託制度の普及活動の推進

社会一般の信託に対する理解を深め信託制度の改善や活用に資するため、会長記者会見をはじめ信託の受託概況等の各種ニュースリリースを実施するなど、マスコミを通じた広報活動を展開した。

また、消費者関係団体等へ「日本の信託（2020）」を配布したほか、信託研究奨励金論集および会報「信託」の掲載論稿等へのアクセスの向上を図り、信託の研究振興に役立てるため、ホームページを改訂した。

さらに、大学や社会福祉法人、消費生活センターなどからの依頼を受け、対面またはオンラインにより、信託の仕組み・機能、遺言代用信託・後見制度支援信託などをテーマとした講師派遣を行ったほか、関係当局・団体等と連携し金融経済教育への取組みも推進するなど普及活動を行った。

#### (2) 信託制度の健全な発展に向けた周知・啓蒙活動の推進

金融審議会市場ワーキング・グループにおける「超高齢化社会における金融業務のあり方」等の議論・提言を踏まえ、加盟各社における好事例の集約を行うなどにより、加盟会社における高齢化への対応の推進を図る活動を行った。

なお、信託制度の活用が多様化していく中で、信託制度の健全な発展に資するため、広く信託の実務に携わる方々等を対象とした信託オープンセミナーについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見送った。

#### (3) コンプライアンス活動の推進

加盟会社に対してマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る情報提供等を行ったほか、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを推進するため、加盟会社向けに全国銀行協会から提供を受けた反社会的勢力に関するデータ提供を継続的に実施している。

また、認定個人情報保護団体として、対象事業者に対する指導、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情受付、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律について」をテーマとする信託セミナーをオンラインにより開催する等の情報提供を行った。

#### (4) 信託研修事業の推進

加盟会社の職員を対象とする信託通信講座を実施したほか、全国地方銀行協会等に対して信託通信研修に係る協力を行った。

また、信託契約代理店向けに信託業務・信託関連法令の知識習得のための集合研修を、社会における新型コロナウイルス感染状況も見ながら、参加人数を絞りつつ、臨時開催するなど柔軟に対応したほか、信託契約代理店のニーズも踏まえ、開催頻度を高めるとともに、オンラインにより開催することとした。

さらに、加盟会社の役職員を対象に個人情報の保護、人権啓発をテーマとして信託セミナーをオンラインより開催した。

#### 4. 利用者保護の推進

信託の利用者の利便向上に資するため、利用者等からの相談・照会等に対応するとともに、ホームページ等を通じた信託相談所の周知、相談の受付状況等の情報提供を行った。

また、利用者保護の観点から、指定紛争解決機関として、すべての信託兼営金融機関、信託会社等の信託業務等を対象に、信託業務等にかかわる苦情の解決、争いがある場合のあっせんなどを行い、ホームページ等を通じてあっせん委員会の運営状況について公表した。

さらに、外部有識者からの意見や他の指定紛争解決機関・消費者団体等との情報交換、金融トラブル連絡調整協議会におけ

る検討状況等を踏まえて信託相談所の運営改善・強化に努め、利用者等の信託相談所へのアクセスを向上させる取り組みとして、従来の電話・来訪による受付に加え、ホームページに受付フォームを設置した。

#### 5. 組織運営の円滑化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、協会主要行事のうち、信託大会、社員・準社員懇談会、新年賀詞交歓会をやむを得ず中止した。社員総会のほか、理事会、各種委員会・部会等については、その目的を果たすことができるよう、書面やオンラインにより、柔軟に適時、適切に開催した。

また、引き続き事務の合理化・効率化に努め、オンライン会議システムやテレワークシステムを導入したほか、加盟会社に対する関係省庁等からの情報提供の充実を図った。

以 上